

## 都市行財政の充実強化について

(新潟県市長会)

都市自治体が自主的かつ自立的な行財政運営が行えるよう、国においては、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられるよう強く要望する。

### 1 地方交付税等の確保について

- (1) 地方の実態に即した財政需要を的確に見込み、必要な地方交付税総額を確保するとともに、人口減少や基金残高増加が普通交付税減額の要因とならないよう、算定方法の見直しなど、適切な措置を講じること。
- (2) 令和8年度地方財政計画において、施設管理等の委託料の増加分が計上されたが、十分な金額とはいえないことから、増大する行政経費に見合った十分な財政措置を講じること。  
また、物価高騰に伴う行政サービス維持に必要な経費の増嵩や人事院勧告等に伴う人件費の増加に対し、必要な財政措置を講じること。
- (3) 地方公共団体が負担する指定金融機関との公金取扱手数料の全面的な有料化により出納事務に係る経費が増大していることから、十分な財源措置を講じること。
- (4) 会計年度任用職員の処遇改善を図るため、地方公務員法上の均衡の原則において基準となっている国の非常勤職員の特別休暇のうち、生理休暇及び公務傷病休暇を有給化すること。
- (5) 国内に住所を有しない外国居住者が納税義務者となる場合の地方税の賦課徴収対策を図るため、地方税法に規定する納税管理人の地域要件を拡大するなど、必要な法整備を行うこと。

### 2 地方債等の充実について

- (1) 過疎対策事業債及び辺地対策事業債について、安定的かつ計画的な事業実施のため、所要額を確保すること。
- (2) 公共施設等適正管理推進事業債について、令和8年度までとされている時限措置を延長するとともに、令和7年度より対象事業に追加された集約化・複合化等に伴う除却事業について、施設の機能廃止又は供用開始から5年以内とされている事業の対象期間を延長すること。
- (3) 地方公共団体の財政運営の健全性等を保ちつつ、必要な社会基盤整備を推進するため、補助制度上及び事業効果として高い公益性が認められる優良建築物等整備事業については、公共事業等債などの起債の充当を認めること。

### 3 国庫補助金の財源確保について

国の施策に基づき実施する事業やサービスについて、特に福祉関係については、市民に定着したサービスに対するものが多いことから、地方自治体の事業執行に支障が生じることのないよう、補助率どおりの必要額を確保し、交付すること。

あわせて、当該年度において、補助率どおりの交付がなされない補助金について、翌年度以降に交付されるよう仕組みを構築すること。

### 4 教育環境・文化振興の充実強化について

- (1) 特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育支援員や教育補助員及び学校看護師の配置に対する財政措置を拡充すること。

また、学校事務支援員の配置に係る財政支援を講じること。

- (2) 自治体の財政力により地域間格差が生じることのないよう、全額国費による小学校給食費の完全無償化を実現すること。

早期に実現できない場合は、基準額を全国平均とせず、物価動向や地域の実情等を踏まえ、各都道府県の最新の状況に沿った額とするなど、十分な水準に設定すること。

また、中学校給食費の負担軽減についても早期実現を図るとともに、幼児教育・保育における副食費についても、国による無償化に必要な予算措置を講じること。

- (3) 部活動の地域展開に当たっては、自治体や保護者に過度な費用負担が生じないよう、令和8年度以降も国の施策として継続的・安定的に財政支援を講じること。

- (4) 公立学校施設の新増改築や長寿命化、学習環境改善のための施設整備等を計画的に実施できるよう、必要な財源を確保するとともに、広範な補助メニューの設定や物価高騰等を反映した補助単価への見直し、国庫補助率の嵩上げなど、財政措置の拡充を図ること。

- (5) 長寿命化計画に基づく社会体育施設の大規模改修に対する財政支援制度を創設すること。

- (6) G I G Aスクール構想実現のために整備した I C Tの維持・更新に必要な経費等について、十分な財政措置を継続して講じるとともに、デジタル教科書の運用等を見据え、通信回線の安定的な利用環境に必要な関係経費について、財政支援を講じること。

また、I C T支援員の配置の充実やI C Tの活用による教職員の指導力向上を図るなど、必要な支援を継続的に講じること。

- (7) 文化財の保存・伝承に係る現行の支援制度では、必要とする支援に結びつかない事例も発生していることから、価値ある文化財を後世に守り引き継いでいけるよう、補助率の高率設定や補助対象の拡大など、財政支援の拡充を図ること。

### 5 マイナンバー制度への対応と情報通信基盤の整備について

- (1) マイナンバー制度の運用に伴うデータ標準レイアウトの改版や税制改正に合わせ必要になる改修費用など、国が進めるD X推進等に係る情報システムの改修費について、補助金を創設するなど、十分な財政支援を講じること。

- (2) 地方公共団体情報システムの標準化に係る移行経費及び移行後のシステム運用に係る経費に対する継続的かつ安定的な財政支援を講じること。

6 選挙事務の運用改善について

有権者の利便性向上及び選挙事務の負担軽減と効率化が図られるよう、期日前投票における宣誓書を廃止すること。